

別紙①

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業  
(介護予防通所介護相当サービス) 及び通所介護

リハコートあおやま

重要事項説明書

医療法人 青樹会

## 重要事項説明書

医療法人 青樹会

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

【盛岡市指定 介護保険事業者番号】

0370107740

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護を提供いたします。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

＊当事業所のデイサービスセンターでは、原則として「介護予防・生活支援サービス事業対象者」「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業者（事業所設置法人）

法人名	医療法人青樹会
所在地	〒020-0815 岩手県盛岡市小杉山 15 番 3 号
電話番号	019-601-2723
FAX番号	019-624-7712
代表者名	理事長 田中 由紀子
設立年月	昭和 42 年 4 月 7 日

#### (2) 施設名称等

施設名	デイサービスセンターリハコートあおやま
施設所在地	〒020-0133 岩手県盛岡市青山一丁目 2 番地 13 号
電話番号	019-613-7120
FAX番号	019-613-7140
施設長氏名	田中 悠子
開設年月日	令和 4 年 3 月 15 日

(3) 通所定員

定員 1日 25名

(4) 営業日、サービス提供時間及び実施地域

- ①営業日 : 月曜日～金曜日 (土日・年末年始は休業)
- ②営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分
- ③サービス提供時間 : (午前の部) 午前9時30分～午後12時30分  
(午後の部) 午後1時30分～午後16時30分
- ④実施地域 : 盛岡市、滝沢市

(5) 従業者の職種、員数

事業所では、下記の通りの人員基準を満たしております。なお、人員配置については常勤換算法での配置となっています。

職 種	員数	
管理者	1名	生活相談員を兼務
生活相談員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	介護職員を兼務
看護師	1名以上	機能訓練指導員を兼務
介護職員	2名以上	生活相談員を兼務
その他	適当数	0

(6) 設備等の概要

機能訓練室	139.9 m <sup>2</sup>
相談室	12.1 m <sup>2</sup>
送迎車両	5台

2. 事業所の目的と基本理念

\*目的

当事業は、要介護者及び要支援者に対し、介護保険法の趣旨に従って、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練、及び日常生活に必要な世話をことにより、通所者の社会的孤立感の会場及び心身機能の維持、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

\*基本理念

- ①利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。
- ②明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。
- ③常に健全な精神を持って職員同士一致と協力でサービスの質の向上を目指します。
- ④利用者の生き甲斐を高め、自立への意欲を支援していきます。

### 3. サービス内容

- ①送迎 : 車椅子の方の送迎も可能です。
- ②健康状態の確認 : 血圧・体温等をチェックし、異常の早期発見に努めます。
- ⑤日常生活上の世話 : 介助が必要な利用者に対して介助を行います。
- ⑥機能訓練 : 個人ごとの訓練計画に基づいた訓練を行います。
- ⑦その他 : 趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用者の方から利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

### 4. 利用の際に準備していただくもの

- ・ 中靴（履き慣れたもの）
- ・ お薬手帳
- ・ タオル又はハンカチ等（汗拭きとして）
- ・ 排泄用品（オムツ、リハビリパンツ、パットなど常時使用されているもの）
- ・ 常に使用されている杖、車椅子など（必要に応じて準備してください）

\*尚、持ち物には記名をしていただきますようお願いいたします

### 5. 利用料金及び支払方法について

- (1) 利用料金については、別紙②の料金表を参照して下さい。
- (2) 但し、介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、限度額を超えた分をお支払いいただきます。
- (3) 利用料金については、精算を月末締めとし、翌月15日までに請求書を送付いたしますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第領収書を発行いたします。お支払いについては指定口座への振込み、もしくは預金口座振替の方法があります。
- (4) 前号(1)(2)(3)で請求しました利用料が、3ヶ月分以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、特別な事情のある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

### 6. 事業所利用にあたっての留意事項

- (1) 飲食物の持ち込みは、医学管理上及び衛生管理上、問題となる場合がありますのでご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は禁止させていただきます。但し、事業所行事に伴って提供される場合は、この限りではありません。
- (3) 喫煙は禁止させていただきます。
- (4) 設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意願います。なお、寝具備品等を著しく破損または汚染した場合には、修理代又は、クリーニング代の実費を申し受ける場合があります。
- (5) 貴重品の事業所内への持ち込みは、原則としてお断りいたします。
- (6) 金銭の持ち込みについては必要最低限、お小遣い程度にとどめてください。但し、この場合、盗難や紛失が発生した場合において当事業所ではその責任を一切負いません。
- (7) 当事業所では、多くの方に安心してサービスを受けていただくために、事業所内（送迎車両内も含む）での利用者の営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動及び、他の利用者への迷惑となる行為は、禁止させていただきます。

## 7. 緊急時の対応について

- (1) 事業所は、利用者に病状の急変が生じた際やその他必要な場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡をいたします。
- (2) 事業所は、利用者に対し事業所における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介致します。

## 8. 非常災害対策

- (防災設備) 屋内消火栓、自動火災報知器、非常放送装置、非常電源設備、消火器、  
消防署への火災通報装置、非常誘導灯
- (防災訓練) 年2回

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 事業所の苦情相談窓口

- ①担当者 : 田中 悠子
- ②電話番号 : 019 - 613 - 7120
- ③FAX番号 : 019 - 613 - 7140
- ④受付時間 : 毎日 8:30～17:30

### (2) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口等にも苦情を伝えることができます。

(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号
盛岡市役所 保健福祉部 介護保険課	盛岡市内丸12番2号	019-626-7562
国民健康保険団体連合会 介護保険課	岩手県盛岡市大沢川原 三丁目7番30号	019-604-6700
滝沢市市役所 健康福祉部 高齢者支援課	滝沢市中鶴飼55	019-656-6521

## 10. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、何なりと事業所の管理者や生活相談員、またはスタッフにお声がけください。

